施設の概要

(金額,人数等の数値は平成20年度実績)

施設名	宇都宮美術館				
所 在 地	宇都宮市長岡町1077番地				
根拠条例等	博物館法(昭和26年法律第285号) 宇都宮美術館条例(平成8年条例第34号) 宇都宮美術館条例施行規則(平成8年規則第9号) 平成9年3月23日				
設置目的· 業務内容	 養術資料や学術資料等の収集,保管,展示及び調査研究に努めることにより,市民に鑑賞と活動の機会を提供するとともに市民相互の交流を図り,もって学術及び芸術文化の振興並びに生涯学習の推進に寄与することを目的とする。 ・ 美術資料及び学術資料等の収集,保管,展示及び調査研究に関する業務・学術及び芸術文化の振興に関する業務・生涯学習の推進に関する業務・クのみや文化の森に設置される文化施設や余暇活動施設の維持管理・その他目的を達成するために必要な業務 				
開館時間	午前9時30分から午後5時まで(入館は午後4時30分まで)				
休館 日	毎週月曜日(祝日の場合は開館し、翌日休館)、祝日の翌日(土曜、日曜、祝日の場合は開館)、年末年始(12月29日〜翌年1月3日)、メンテナンスによる休館				
現在の指定	管理者	財団法人うつのみや文化創造財団			
収支概要(千円) ※うつのみや文化の 森を含む。 利用者数(のべ人数)		指定管理料等(市支出総額)	435,569千円		
		利用料金収入 81,174人	33,764千円		
施設構造					
敷地面積(㎡)	263,424㎡ 延床面積(㎡) 9,388㎡				

	施設名	定員(人)	面積(㎡)		
主な施設内容	展示室 1		5 8 8		
	展示室 2		3 5 8		
	展示室 3		6 3 3		
	講義室	170	174		
	収蔵庫1		4 1 1		
	収蔵庫 2		1 5 0		
	エントランス・ホール		3 4 0		
	プロムナード・ギャラリー		2 4 2		
	中央ホール		3 5 9		
	レストラン		2 6 2		
その事での事で	指定管理者は、独自に施設を利用した自主事業を行うことができる。自主事業を実施する際、得られた収入は指定管理者の収入となる。ただし、事業実施に係る利用料金や目的外使用料、その他の経費は指定管理者の負担となる。自主事業を実施する際は、あらかじめ宇都宮市と協議する。 【指定管理者が独自に行うことができる業務】 ・ 自主事業(展覧会の開催、教育普及事業) ・ 美術作品等の収集調査、管理 ・ その他の事業(地域や文化団体と連携した事業等)				